



学校だより

令和6年9月30日

東京都立小平特別支援学校

校長 鈴木 愛

肢体不自由教育部門・病弱教育部門(病院訪問部) 〒187-0035 小平市小川西町 2-33-1 TEL 042-342-1671

病弱教育部門(センター病院内分教室部) 武蔵分教室 〒187-0031 小平市小川東町 4-1-1 国立精神・神経医療研究センター病納

TEL 042-344-4537

「暑さ、寒さも彼岸まで」とはよく言ったものです。時を察知して彼岸花が咲き出し色鮮やかな緋色が目に付くようになりました。また、肌に当たる朝夕の風も暑さが遠のき秋の気配を感じさせてくれます。先日の石川の大雨被害に見舞われました皆様には心よりお見舞い申し上げます。被災された皆様におかれましては物心共に一日も早い復興を祈念しております。



今夏は特に、驚くほど暑い日が続いておりました。児童・生徒の皆さんは、2学期が始まり、学校生活への期待で胸を弾ませて登校していることと思いますが、残暑の厳しさは夏の暑さを乗り切るより身体には堪えるところがあります。特に2学期は、校外行事や文化祭等、1年の中でも大きな行事が行われます。日々の健康観察を丁寧にしながら充実した学校生活を送れるよう御家庭と協力・連携して参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●9月6日(金)総合防災訓練を実施しました。

防災月間にあつた9月。本校でも、総合防災訓練を実施しました。災害が発生した時にどのようにしたら、安全で確実な引渡ができるのか、震度6の地震が発生したことを想定しての訓練でした。訓練の内容については、御家庭への連絡を事前に行い、教職員・児童・生徒及び保護者の皆様と災害時にそれぞれがどう動くのか把握し、確実に行動できるようにしました。訓練当日は、大きな地震後の児童・生徒の安全の確保と共に、人数の確認、落ち着いた避難行動、マチコミメールを中心とした迅速かつ確実な連絡訓練等を行うことができました。保護者の皆様、放課後デイサービス等、関係機関の皆様には御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。有難うございました。

災害は予測がつかないがために甚大な被害に見舞われてしまうことがあります。備えても備えきれないことは多々ありますが、日ごろから訓練を行うことで災害時でも落ち着いて行動できるようになる側面があります。学校は様々な災害を想定した避難訓練を月に一回、実施しています。危険を察知し、回避できる力を付けてほしいと願っています。

●9月12日(木)第2回学校運営連絡協議会がありました。

はじめに学校より、学校経営の中間報告をいたしました。本校の研究活動の進め方、個別指導計画の目標設定と評価の仕方について、学校図書環境の整備・改善について、効果的なICT機器の活用について、安全で組織的な医療的ケア体制の充実について、地域と連携した安全・防災教育の推進、スポーツ教育の推進によるレガシーの構築について、魅力ある学校・職場環境の整備及び7月の教職員の感染症拡大と臨時休業について等、具体的な事案を挙げながらお話しさせていただきました。この先の下半期に向かって実践内容を検証しさらにより良い学校教育が提供できるよう継続して取り組んでいくことをお伝えしました。そして、今回は、高等部3年の生徒2名が児童・生徒を代表して「卒業後の進路や将来を考えて、学校に望むこと」をテーマとして、協議委員の皆様と懇談を行いました。懇談の冒頭には、二人の生徒からそれぞれ意見発表がされました。現在の教育活動の中で、足りていること、もう少し増やしてほしいことなど、具体的な理由を述べながら協議委員の前で堂々と話をしている姿はさすが高等部3年生。自分の将来を見据えて考えていることを言葉にして伝えていました。協議委員長の三室秀雄委員からは「二人が一生涯懸命将来のことを考えていることが分かった。今、自分が持っている力をどう生かしていけばよいかを考えるとよいと思う。要望をしっかりと伝えていくことはとても大事。」とのメッセージをいただきました。学校を代表して懇談に望んでくれた二人の姿を誇らしく感じたひと時でした。

●パリ 2024 パラリンピックを通して感じたこと

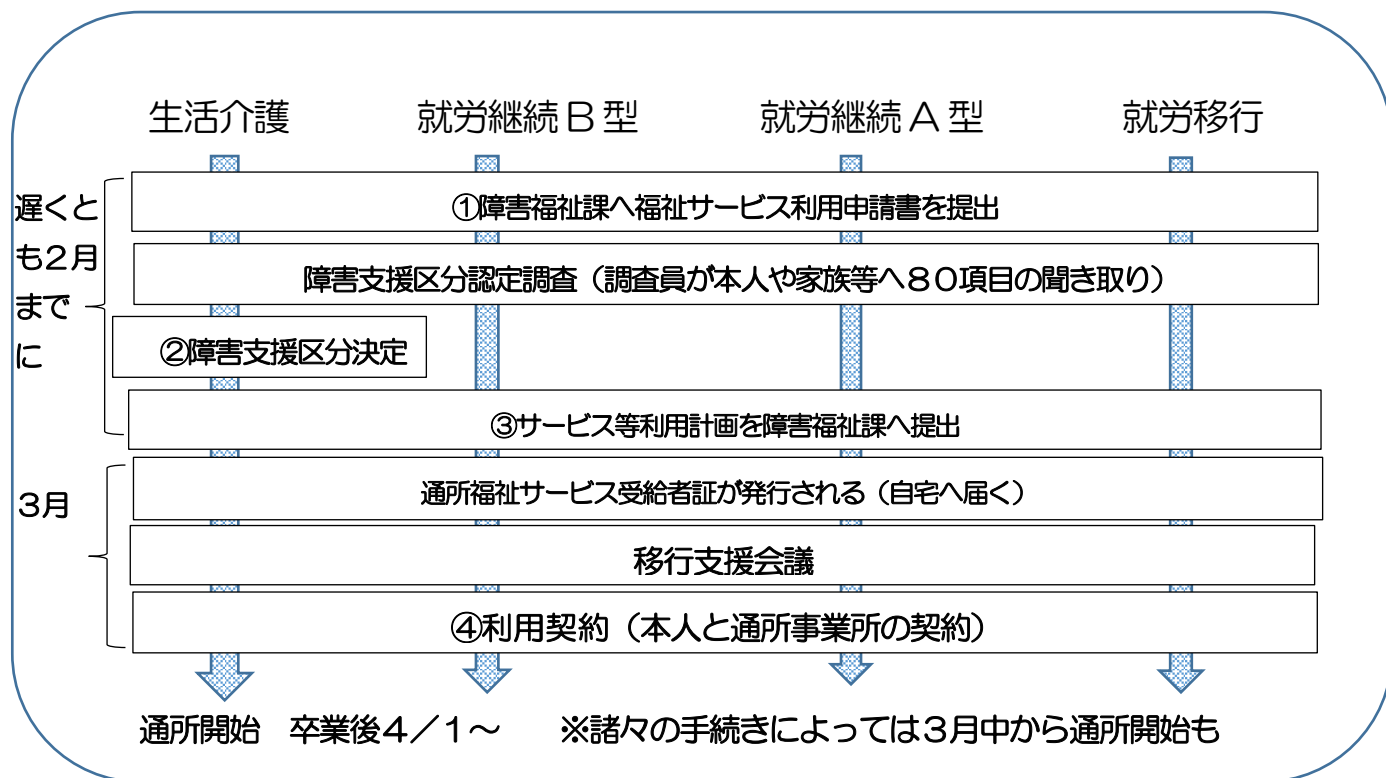
去る8月28日(水)から9月8日(日)にフランスにおいて行われた「パリ 2024 パラリンピック」。改めてパラリンピックの意義を考えた時に以下の様な言葉に出会いました。「様々な障がいのあるアスリートたちが創意工夫を凝らして限界に挑むパラリンピックは、多様性を認め、誰もが個性や能力を発揮し活躍できる公正な機会が与えられている場です。それは、共生社会を具現化するための重要なヒントが詰まっている大会であり、社会の中にあるバリアを減らしていくことの必要性や、発想の転換が必要であることにも気づかせてくれます。」(パラサポWEBページより) 学校も、日々の学習場面はもちろんのこと、文化祭等の行事を通して児童・生徒の個性や能力を発揮できる場がより多くもてるよう意識していきたいと思いました。

副校長 小林 麻理

高等部卒業後の進路はお子様によって様々です。ここでは、卒業後に通所サービスを利用する場合を例にして、福祉サービス利用に向けての手続きの流れを御紹介します。

お子様が小学部に入るまでは「児童発達支援」、それ以降は「放課後等デイサービス」など、児童期において障害福祉サービスを利用している御家庭は多いと思います。こうしたサービスを利用することで、家庭での負担が軽減されるだけでなく、いろいろな方との関わりからお子様自身の学びや成長も得られます。

さて、お子様が18歳になり、高等部卒業後に通所サービスを利用する場合には、以下のような流れになりますので、小学部～高等部2年生の御家庭におかれましては、少し先を見通すイメージをおもちください。



【手続きについて】

①どのような障害福祉サービスを利用する場合にも、お住まいの市の障害福祉課へ「申請」が必要となります。現場実習を経て、高等部3年の秋～冬には卒業後の通所先が決まり、通所先が決まれば「申請」をします。

②生活介護を利用する場合には、「障害支援区分」という判定結果で3～6の区分が判定されていないと利用ができません。生活介護というサービスは、食事や排泄や日中活動において手厚く支援が必要な方が利用できるサービスですので、区分が1や2の判定の方は利用ができません。つまり、生活介護を卒業後に利用する場合には、18歳になる誕生日頃に80項目の聞き取り調査が行われるのですが、障害の状態や生活上の困難さがしっかりと調査員へ伝わるのが最も大切です。

③「サービス等利用計画」とは、障害福祉サービスを利用するための必要性を行政に示すプランです（18歳までの児童期には「障害児支援利用計画」と呼ばれています）。さて、この「サービス等利用計画」の作成をお願いする相談支援専門員が各地域不足しており、新規では簡単に見つけれないことも多いことが現在の実情です。今後、すぐに状況が改善することは難しいとすると、今できることとしては、お子様がまだ小・中学部の時期に、相談支援専門員の方を見つけておくことです。その方が18歳以降もサービス等利用計画を作成して下さるような事業所であれば、なお良いと思います。

④利用契約は、利用する事業所と本人との契約です。生活介護の事業所との契約であれば、生活介護の福祉サービス受給者証があって契約ができます。つまり、①サービスの申請 ⇒ ②障害支援区分判定 ⇒ ③サービス等利用計画作成 ⇒ ④サービス受給者証発行 という一連の手続きを行うことで利用契約ができます。